

事 務 連 絡
平成22年12月27日

財団法人日本消防設備安全センター 御中

消 防 庁 予 防 課

加圧送水装置からの出火事故について

消防庁では、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号・消防危第50号及び平成22年5月11日付け消防予第201号）により、消防機関等が収集した情報について報告を受けているところです。

上記通知に基づく報告として、本年8月に神奈川県内で発生した屋内消火栓設備の加圧送水装置のモーターが焼損した火災について、11月に所轄消防本部から報告がありました。本件は、モーター内の巻線表面において絶縁劣化による短絡が発生し、過熱焼損に至ったものであり、製造事業者の調査によると、製造から36年が経過していたことや、2コンタクタ方式のスターデルタ始動器を使用し常時モーターに電圧が印加されていたことが、絶縁劣化が進行した原因の1つと推定されるとのことであったことから、消費者安全法上の「重大事故等」として当庁から消費者庁へ通知するとともに、消費者庁及び消防庁において公表したところです。

その後、製造事業者等からの事情聴取により、現行の「加圧送水装置の基準」（平成9年6月30日消防庁告示第8号）では、2コンタクタ方式は採用しないこととされているものの、同告示制定以前に製造された加圧送水装置については、2コンタクタ方式の始動器を使用したものが設置されている可能性があることが判明し、今回の火災事例を踏まえると、速やかに改修等を行うことが望ましいと考えられます。

貴センターにおかれましては、消防用設備等の点検、改修時等の機会をとらえ建築物等の関係者に必要な対応を促すべく、各都道府県消防設備協会の会員事業者に対し、当該事故の発生について周知していただきますようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：塩谷、大歳

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533